

芽室町地球温暖化対策について

地球温暖化防止計画(区域施策編)の策定

令和5年度において、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を行います。

国の地球温暖化対策計画に示されている目標と同様の2050年ゼロカーボン、2030年度において2013年度比で温室効果ガス排出46%削減以上を目標に設定し、その達成を目指した戦略を立案するための基礎資料などをもとに、地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入目標を定めることなどを目的として、計画を策定します。

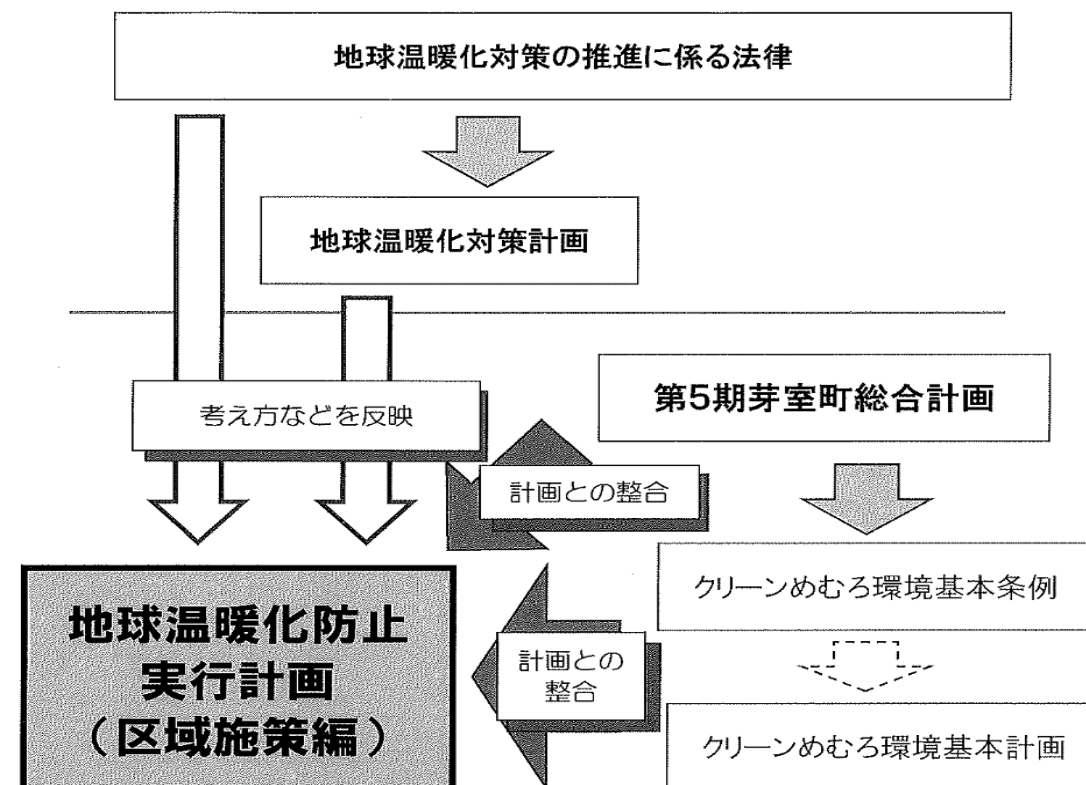
地方公共団体実行計画（区域施策編）とは

温対法第21条に基づく、町民・事業者・町が一体となって取り組む地域全体の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。

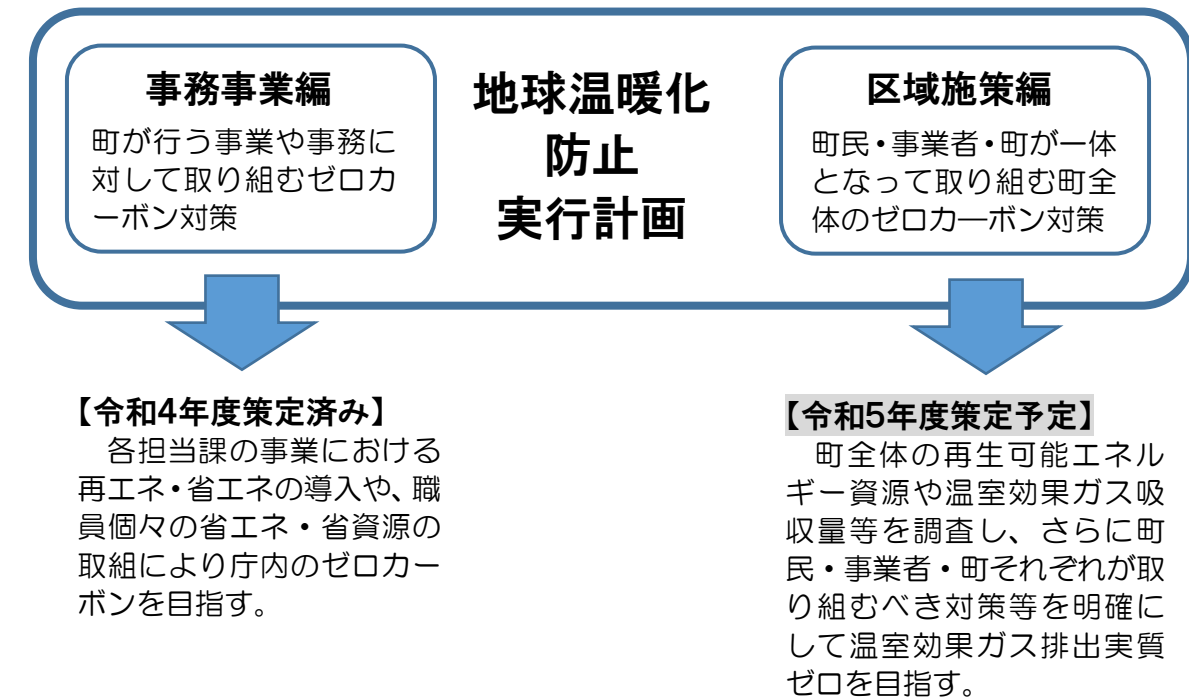
■計画の位置付け

国が定める地球温暖化対策計画や、第5期芽室町総合計画に掲げる「自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進」、芽室町環境基本条例に基づく「クリーンめむろ環境基本計画」との整合を図る計画として、今後のゼロカーボンの推進に向けた取組をまとめるものです。

●計画の位置付け(フロー図)



■ゼロカーボン推進に向けた体系



芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会の設置

■趣旨・目的

温対法で定める地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定作業を行うにあたり、区域施策編は町内全域に及ぶ内容であり様々な主体が連携・協働して推進していくことが求められ、住民・事業者等を委員として計画内容を検討する実行計画協議会（住民会議）が必要となる旨、国の指針において明記されているところです。

このことから本町においても、住民会議となる策定委員会を設置し、計画を策定することとします。

■対象範囲

学識経験者・町内事業者・金融機関・関連機関・町民で構成します（20名以内）。